

みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
農業分野のJークレジット創出推進支援事業補助金交付等要綱

制 定 令和6年4月1日 5環バ第408号
改 正 令和〇年〇月〇日 〇環バ第〇号
農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第1 我が国の2050年ネット・ゼロの実現を目指す上で、農業分野を含むあらゆる分野における温室効果ガスの削減・吸収量の増加に向けた取組が必要であり、それらの取組にインセンティブを付与するJークレジット制度の活用拡大が期待されている。また、政府全体での成長志向型カーボンプライシング構想に基づき、GX投資を促すための措置として、排出量取引制度が2026年度から本格稼働されることに伴い、Jークレジットの需要にも影響を与えると考えられる。こうした中、農業分野においても外部資金を呼び込み、イノベーションの推進や経営改善に繋がるものとして、Jークレジット制度の活用拡大に向けた取組を更に加速する必要がある。

一方で、農業分野のJークレジット認証量は他の分野と比べて少なく、クレジット創出にかかるコスト負担や、審査機関のキャパシティ不足による手続きの遅滞といった課題の解決が求められる。

以上のような状況を踏まえ、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」(令和3年5月策定)に基づき、農業分野におけるJークレジット制度の活用拡大に向け、プロジェクトの登録及びクレジットの認証、これらの円滑化に向けた審査機関の審査能力強化など、総合的かつ包括的にクレジットの創出を支援することとする。

(通則)

第2 農業分野のJークレジット創出推進支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、「みどりの食料システム戦略」を実現するため、農業分野におけるJークレジットの創出・活用拡大を目的とする。

(事業の内容等)

第4 本事業(以下「補助事業」という。)においては、農業分野におけるJークレジットの創出・活用拡大に資する取組を包括的に支援することとし、詳細な内容は別表に掲げるとおりとする。

- 2 採択基準については、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長(以下「環境バイオマス政策課長」という。)が別に定める。
- 3 補助事業者は、「みどりチェック」チェックシート(以下「チェックシート」という。)を農林水産大臣(以下「大臣」という。)に提出するものとする。

なお、具体的な手続きについては、環境バイオマス政策課長が別に定めるとおりとする。

(事業の実施)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、別記様式第1号による事業実施計画を作成し、第7第1項の規定による交付申請書に添付するものとする。

(交付の対象及び補助率)

第6 大臣は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第7 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時ににおいて当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、環境バイオマス政策課長が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第9 大臣は、第7第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第7第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第10 補助事業者は、第7第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第9第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第11 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。次項及び第3項において同じ。）は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、大臣に遅滞なく届け出なければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合には、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（債権譲渡等の禁止）

第12 補助事業者は、第9第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第13 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて大臣の承認を受けることができる。
 - 3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができます。

（軽微な変更）

第14 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事業遅延の届出）

第15 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることができる。

（状況報告）

第16 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第5号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

(概算払)

第17 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号による概算払請求書を大臣及び官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(実績報告)

第18 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第13条第1項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号による年度終了実績報告書を作成し、大臣に提出しなければならない。

3 第7条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第7条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

5 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出する際、チェックシートを添付するものとする。なお、具体的な手続きについては、環境バイオマス政策課長が別に定めるとおりとする。

(補助金の額の確定等)

第19 大臣は、第18条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第 20 補助事業者は、第 19 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に
関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があつたこと等により補助事業
に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績
報告書を第 18 第 1 項の規定に準じて提出するものとする。
- 2 大臣は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 19 第 1 項の規定に準
じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第 19 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第 21 大臣は、第 13 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があつた場合及
び次に掲げる場合には、第 9 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、
又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の处分若しくは指示
に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした
場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がな
くなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する
補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる
ものとする。
- 3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返
還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年
利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 19 第 3 項の規
定を準用する。

(財産の管理等)

- 第 22 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を
含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、
補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に
従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入
の全部又は一部を国に納付せることがある。

(財産の処分の制限)

- 第 23 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大蔵大臣が定める機械及び重要な器具は、
1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 5 号の大蔵大臣が定める財産は、牛、馬、豚及び
めん羊並びに 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のソフトウェアとす
る。

- 3 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 7 第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 9 第 1 項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
 - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 6 第 4 項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

第 24 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告しその指示を受けなければならない。

（補助金の経理）

第 25 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 10 号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前 3 項の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

第 26 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 11 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

（交付決定額の上限）

第 27 交付決定額の上限は、300 万円とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 28 補助事業者は、第 7 第 1 項の規定による交付の申請、第 10 の規定による申請の取下げ、第 13 第 1 項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第 15 第 1 項の規定による事業遅延の届出、第 16 の規定による状況報告、第 17 の規定による概算払請求、第 18 第 1 項の規定による実績報告、第 18 第 2 項の規定による年度終了実績報告、第 18 第 4 項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び第 23 第 4 項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFF を使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めに関わらず、eMAFF により提供する様式によるものとする。
- 3 大臣は、第 1 項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、eMAFF を使用する方法によることができる。
- 4 補助事業者が第 1 項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、eMAFF のサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(委任)

第 29 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、環境バイオマス政策課長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表(第4、第6及び第14関係)

区分	事業の内容	経費	事業実施主体	補助率	重要な変更
I みどりの食料システム戦略推進総合対策 農業分野のJークレジット創出推進支援事業	(1) プロジェクト登録・クレジット認証支援型 Jークレジット制度における既存の方法論を活用して農業の生産現場で取り組まれる新規プロジェクトの登録やクレジットの認証に当たり、プロジェクト計画書及びモニタリング報告書の作成や審査機関による審査等に係る費用について支援する。 (2) 審査能力拡充支援型 Jークレジット制度における審査機関（妥当性確認機関及び検証機関を総称している。）として、農業分野の方法論に基づくJークレジットの審査（妥当性確認、検証）の実施を検討している者に対して、その実施に必要なIS014064-2:2019に対応するIS014065:2020の認定や認定分野・カテゴリの拡充に向けた人材育成のための研修費用等について支援する。	補助事業者が本要綱に基づき行う事業に係る経費	環境バイオマス政策課長が別に定める者から公募により選定された団体	定額	1 補助事業者の変更 2 補助事業の中止又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 4 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減

別記様式第1号（第7関係）

〇〇年度農業分野のJ－クレジット創出推進支援事業補助金
交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農業分野のJ－クレジット創出推進支援事業補助金交付等要綱第7の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的 別添事業実施計画のとおり
- 2 事業の内容及び計画 別添事業実施計画のとおり
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要する経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他の (B)	
I みどりの食料 システム戦略推 進総合対策 農業分野のJ－ クレジット創出 推進支援事業 (1) プロジェ クト登録・クレ ジット認証支援 型	円	円	円	

(2) 審査能力 拡充支援型 (上記の(1) 又は(2)を記載)				
合 計				

※欄に収まらない場合は、別葉とすることができます。

(注) 備考欄には、補助事業者ごとに、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 国又は地方公共団体の一般会計
- 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 補助事業の完了予定年月日 ○○年○○月○○日

5 添付資料

- 1 事業実施主体の概要（団体概要等）が分かる資料
 - ・事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前3ヵ年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）
 - ・事業実施主体が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前3ヵ年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）
 - ・その他事業実施主体の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット、リーフレット等）
- 2 事業費の積算に事務局員手当、謝金又は旅費を計上する場合は、その根拠資料（謝金及び旅費の支出規程、人件費の積算資料）
- 3 他者に事業の一部を委託する場合は、見積書及び委託契約書（案）
- 4 他者に事業の一部を委託する場合は、一般競争入札により決定することが原則であるが、一般競争入札を行うことが困難又は不適当であり、委託先が決定している場合は、それを行うことが困難又は不適当である理由及び委託先の概要が分かる資料
- 5 「みどりチェック」チェックシート（※）
- 6 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※ 「みどりチェック」チェックシートは「民間事業者・自治体等向け」、「食品関連事業者向け」、「農業経営体向け」、「畜産経営体向け」の中から一つを選択し、添付すること。

- (注) 1 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別添)

〇〇年度農業分野のJ－クレジット創出推進支援事業 事業実施計画書

事業項目名	別表に掲げる事業項目 (1) プロジェクト登録・クレジット認証支援型 (2) 審査能力拡充支援型 のいずれかを記載。
-------	---

(1) 事業実施主体の概要

営業経歴（沿革）など事業実施主体の概要を記載すること。

事業担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	メールアドレス
U R L		

(2) 事業の実施体制

- 1 責任体制が把握できるように記載すること。
- 2 補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。
- 3 事業に関する者の全体像が把握できるように記載すること。

(3) 事業の概要

事業の趣旨、目的、内容等について記載すること。

(4) 事業の実施方法

事業の実施手順等について記載すること。

(5) 事業実施のスケジュール

事業全体の実施期間とスケジュールを記載すること。

(6) 事業目標

事業目標を具体的に記載すること。

具体的な数値目標等の記載例（以下の例を参考に1つ以上記載すること。）

(1) プロジェクト登録・クレジット認証支援型

- ・ 令和〇〇年度中にコンソーシアム又は協議会等を設立し、J－クレジット制度におけるプロジェクトの形成や実施に向けて関係事業者等と協業する体制を確立する。
- ・ 令和〇〇年度中にJ－クレジット制度におけるプロジェクトの登録申請を行う。
- ・ 令和〇〇年度中にJ－クレジット制度におけるクレジットの認証申請を行う。

(2) 審査能力拡充支援型

- ・ 令和〇〇年度中にIS014064-2:2019に対応するIS014065:2020認定を取得する。
- ・ 令和〇〇年度中にJ－クレジット制度における審査機関として登録する。

(7) 事業成果

※プロジェクト登録・クレジット認証支援型の場合、想定されるCO₂削減・吸収見込量を可能な範囲で詳細に記載すること。

(8) 事業経費の配分及び積算内訳

単位：円

区分	員数	単価	金額	備考（員数の根拠等）
I みどりの食料システム戦略推進総合対策 農業分野のJ－クレジット創出推進支援事業 (1) プロジェクト登録・クレジット認証支援型 (2) 審査能力拡充支援型 (上記の(1)又は(2)を記載)				
○○費				
合計				

- (注) 1 備考欄には、経費積算の根拠(単価、員数、日数等を明記した計算式等)を詳細に記載すること。
 2 他者に事業の一部を委託する場合は、委託先名（委託先が決定している場合）、委託する事業の内容を備考欄に記載すること。

別記様式第2号（第11関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年　月　日

補助事業者 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

(注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第13関係）

〇〇年度農業分野のJ－クレジット創出推進支援事業補助金
変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇したいので、農業分野のJ－クレジット創出推進支援事業補助金交付等要綱第13の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 下線部分については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と書き換え、補助金等の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第4号（第15関係）

〇〇年度農業分野のJ－クレジット創出推進支援事業補助金
遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、農業分野のJ－クレジット創出推進支援事業補助金交付等要綱第15の規定に基づき届け出る。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定期間		
	円	円	%	円			

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第5号（第16関係）

〇〇年度農業分野のJークレジット創出推進支援事業補助金
事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、農業分野のJークレジット創出推進支援事業補助金交付等要綱第16の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日		
	円	円	%	円			

- (注) 1 区分の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 3 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号（第17関係）

〇〇年度農業分野のJークレジット創出推進支援事業補助金
概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官 大臣官房予算課経理調査官 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった事業について、農業分野のJークレジット創出推進支援事業補助金交付等要綱第17の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
(また、併せて、〇〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。)

記

区分	総事業費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告	今回請求額 (C)		残額 (A-((B+C)))		事業完了予定期間 年月日	備考
			金額	出来高比率		〇月〇 日現在 の出来 高比率	〇月〇 日現在 の予定 出来高 比率	金額	〇月〇 日まで の予定 出来高 比率		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

- 2 括弧内は、第16第1項のただし書きによる場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 3 補助事業の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号（第18第1項関係）

〇〇年度農業分野のJークレジット創出推進支援事業補助金
実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農業分野のJークレジット創出推進支援事業補助金交付等要綱第18第1項の規定により、その実績を報告する。
(また、併せて精算額として農業分野のJークレジット創出推進支援事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。)

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した 経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他の (B)	
I みどりの食料システム戦略推進総合対策 農業分野のJークレジット創出推進支援事業 (1) プロジェクト登録・クレジット認証支援型 (2) 審査能力拡充支援型	円	円	円	

(上記の(1)又は (2)を記載)			
合 計			

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日 ○○年○○月○○日

5 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較 増 減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。

6 添付書類

「みどりチェック」チェックシート(※)

※ 「みどりチェック」チェックシートは「民間事業者・自治体等向け」、「食品関連事業者向け」、「農業経営体向け」、「畜産経営体向け」の中から一つを選択し、添付すること。

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
 2 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
 3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。このほか、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。
 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

5 実績報告書の提出に際し、請求書により額の確定を行った経費については、補助金受領後1ヶ月を目途に事業者への支払を励行するものとする。なお、支払が完了した場合には、別途報告するものとする。

別記様式第8号（第18第2項関係）

〇〇年度農業分野のJークレジット創出推進支援事業補助金
年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、農業分野のJークレジット創出推進支援事業補助金交付等要綱第18第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定期間
	補助事業に要する経費 (A)	国庫補助金	(A)のうち 年度内支出 済額	概算払受入 済額	(A)のうち 未支出額	翌年度繰 越額	
翌年度繰越分	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第9号（第18第4項関係）

〇〇年度農業分野のJークレジット創出推進支援事業補助金
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった農業分野のJークレジット創出推進支援事業補助金について、農業分野のJークレジット創出推進支援事業補助金交付等要綱第18第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額）	金	円

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額した場合は、(3)の資料を除き添付不要である。）なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
 - (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - (3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
 - (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[
(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[
(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
(1) 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
(2) 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
(3) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
(4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第10号（第25関係）

財産管理台帳

事業主体名

			事業実施年度		年度		○○年度農業分野のJ-クレジット創出推進支援事業									
事業区分	事業の内容				工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内 容
								円	円	円	円	円				
	計															
	計															
	合計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第11号（第26関係）

○○年度農業分野のJークレジット創出推進支援事業補助金調書

国			地方公共団体名									備考	
農業分野のJークレジット創出推進支援事業			歳入			歳出							
	交付決定額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
農業分野のJークレジット創出推進支援事業 ○○費 ○○費 その他	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

記載要領

- 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項及び目をそれぞれ記載すること。経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる補助事業に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。